

**令和3年度**

**滋賀県農業関係施策要請に関する  
調査報告書  
(滋賀県回答付き)**

**滋賀県東近江地域農政連絡協議会**

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナウイルスにかかる対策支援の拡充	新規	県	コロナによる社会活動の変化への対応	<p>新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として1次補正予算1兆円と続いて2次補正が予算化され2兆円が追加された。この交付金は、地方自治体が立案し国へ提案、申請するものであるが、滋賀県、県内市町として、この交付金活用プロジェクトを早急に立ち上げ、住民の幅広い意見を反映する仕組みを作る必要がある。ウイルス感染症により、自国また地域、地元という経済及び生活の繋がりを重視した、また、意識した社会になることから、地域全体の生活としての結びつきが出来る活動に幅広い支援が必要である。この感染症以降社会活動形態が変わるといわれる中、それに対応していく活動には、一時的のみならず継続した長期の支援が必要である。</p>	安土
県 コメント欄						担当課
<p>各農村農業振興事務所を通じて各市町の状況をお伺いし連絡調整するとともに、関係機関からも情報収集し、関係者と緊密に連携しながら新型コロナウイルス感染症へ対応しているところです。  今後必要に応じ、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化や国の情勢等を踏まえ、社会情勢の変化に応じて対応してまいります。</p>						農政課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナなどのリスク対策を行う農業者への支援	新規	県国	GAPの実践、認証取得、継続活動への支援拡充	農業において、GAPの取り組みが、経営体の経営強化、消費者の安全・安心、生産作業者の安全・安心が有効であることはこの数年の取り組みから立証されてきたが、これらのGAP活動は、現在、最大の社会問題となっている新型コロナウイルス感染拡大対策そのものについて過言ではない。従って、グローバルGAP認証更新や、トイレ、休憩所、除菌装置など衛生対策等への支援事業を強化拡充していただきたい。	安土
県 コメント欄						担当課
<p>グローバルGAP認証更新については、国の持続的生産強化対策事業のうちGAP拡大推進加速化(産地リスク対策実証事業)において、取得にかかる費用が補助対象となりますが、次回のGAP認証の審査受審時に構成経営体の増加が必要であることなど、一定の要件が必要となりますので、御相談願います。</p> <p>農業経営体が、トイレや休憩所を設置するための助成措置はありませんが、従業員の労働安全を確保することは重要であることから、GAP研修会や指導員による助言を通じて、農業経営体の労働安全への意識の醸成を図ってまいります。</p>						食のブランド推進課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	地域の実情に合わせた支援の実施	新規	県国	高収益作物次期作交付金について ①高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）対象品目の追加品目について	<p>(現状) 新型コロナウイルス感染症の発生により売上が減少する等の影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）について、次期作に前向きに取り組む生産者を支援するために設けた制度であり、支援対象者の高収益作物については、品目が限定されています。</p> <p>(要請) 現在、当管内では水田野菜のキャベツ・ブロッコリーの作付け準備、黒大豆や小豆の播種がおこなわれています。どちらも、程度の差はあれ、新型コロナウイルスにより、価格や販売に出ているにもかかわらず、ほぼ同時に水田に作付けされている高収益作物と認識している品目が、一方は交付金の対象であり不平等と感じます。</p>	蒲生
県 コメント欄						担当課
<p>高収益作物次期作支援交付金につきましては、新型コロナウイルス感染拡大にかかる緊急経済対策によるもので、国の制度により野菜、花、果樹、茶と地域特産物に限定された制度となっており、残念ながら穀類である小豆、大豆は対象となっておりません。滋賀県においては、現在、生産者への支払に向けて手続きを進めているところですが、約6億円の交付額となる見込みです。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	地域の実情に合わせた支援の実施	新規	県国	高収益作物次期作交付金について ①高集約型経営の対象品目について滋賀県の実情に合った品目を選定し交付金の対象の品目としていただくことを要望します。	(現状) 新型コロナウイルス感染症の発生により売上が減少する等の影響を受けた高集約型経営の対象品目について、支援対象者の品目が限定されています。  (要請) 高集約型経営の対象品目①花き(施設で栽培される花き800,000円)②野菜(施設で栽培される大葉及びわさび800,000円)③果樹(施設で栽培されるマンゴー、おうとう及びぶどう250,000円)について滋賀県の実情に合った品目を選定し交付金の対象の品目としていただくことを要望します	蒲生
県 コメント欄						担当課
高収益作物次期作支援交付金については、野菜、花、果樹、茶に加え、地域特産品目について国と協議の上、対象とすることができる仕組みがあり、滋賀県においては、地域の要望に合わせてマルベリーを要望し、対象品目とすることとなりました。						農業経営課
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	新規	国	ウイルス感染症による輸出等の取扱いが減少した品目への一時金支払い	ウイルス感染症によって、「国内需要」「輸出」の農産物の取扱い量が減少した品目に対して保証対策をを実施して戴きたい。	安土
県 コメント欄						担当課
国内の業務用など農産物の取扱量が減少したことに対応するため、農業者等に対してICTの活用による通信販売等の新たな取組に対して支援を行います。						食のブランド推進課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	継続	国	米の直接支払い交付金の復活（コロナ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>米価の売上減少が進む中、農機具をはじめ機械装置全般の買替時期と重なり経営資金面で不足が生じる。</li> <li>平成30年産米以降、国主導による生産調整面積配分廃止に伴い、水稻作付面積が増加が懸念され続けている。法人・認定農業者の収入減が続く中、コロナの関連で、今後一段と経営状況が厳しくなり事が予想されるため、制度の復活を強く望む。</li> </ul>	五個荘
県 コメント欄						担当課
<p>米の直接支払交付金については、高い関税により守られている米に交付することについて、他産業の従事者や他の作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと等から廃止されたものです。その財源については、水田活用の直接支払交付金の充実や農業農村整備予算、収入保険制度に充てられています。</p>						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	新規	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物の価格や収入減少に対する支援拡充</li> <li>・ 需要減少を踏まえた長期的な支援拡充</li> <li>・ 農業者が意欲を持てる政策の実現</li> </ul>	新型コロナウイルスの感染拡大にともない、農業においても影響が多岐に渡っています。いまだに終息を見ないなか、今後いつまで影響が及ぶかもわからない状況です。このような現状のなか、今後を見据えて価格補填や収入減少に対する支援などの経営支援や農産物の需要の減少に対しての支援など幅広い対策の拡充や支援の拡充について要請する。	近江八幡
県 コメント欄						担当課
<p style="text-align: center;"><b>【農政課農業団体指導検査室】</b></p> <p>自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みとして、平成31年1月から農業経営収入保険制度が開始されました。県では、農業共済組合とともに、その普及推進に努めております。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、加入者が負担する保険料の負担軽減を図り、リスクへの備えを一層強化していくため、補正予算により「収入保険加入推進事業」(掛金補助)を実施し、加入者の増加を図っているところです。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> <p>また、主食用米の需要が減少する中、国の令和2年度第3次補正予算において措置された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」や「水田麦・大豆産地生産性向上事業」を活用し、需要の変化に応じた米づくりがより一層図られるよう、産地の取組を支援していきます。</p> <p>次期作への生産意欲の維持に向けては、高収益作物次期作支援交付金の活用を進めている他、需要の喚起に向けて、新たな花の活用の提案による需要喚起に向けて公共施設などでのアレンジメントなど花の展示を行いました。また、茶の試供品を作成するとともに、小学校でのお茶の教室を実施するなどの取組を進めてきました。</p>						<p style="text-align: center;">農政課農業団体指導検査室</p> <p style="text-align: center;">農業経営課</p>

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	新規	県国	1. 収入減少に伴う所得補償 2. 自然災害も含めた緊急災害時のルール化 3. 景気回復まで時限付き農業継続支援	1. コロナウイルスの影響により、所得が減少した農家への助成金の拡充。 ・畜産農家 現状は、価格の下落により出荷のたびに赤字になる。 ・野菜農家 飲食店の休業や学校給食の休止による販売先の減少 ・果樹農家 道の駅等観光客の激減による収益の減少 2. コロナウイルスの第2波・第3波又は台風等の自然災害時にすぐに対応できる助成金制度の構築が必要と考える。それが構築できることにより安心できる農業生産や農業経営ができる。 3. 一度落込んだ景気がコロナが終息してもすぐに回復は困難なため、中期的に期間を定め農業が安定して継続していくよう政策を望む。	竜王
<b>県 コメント欄</b>						担当課
<p style="text-align: center;"><b>【農政課農業団体指導検査室】</b></p> <p>1. 自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を補てんする仕組みとして、平成31年1月から農業経営収入保険制度が開始されました。県では、農業共済組合とともに、その普及推進に努めております。新型コロナウイルス感染症が拡大する中、加入者が負担する保険料の負担軽減を図り、リスクへの備えを一層強化していくため、補正予算により「収入保険加入推進事業」(掛金補助)を実施し、加入者の増加を図っているところです。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> <p>2. 農業収入保険や農業共済制度などのセーフティネットの活用を基本とする他、広範囲にわたって甚大な災害が発生した場合、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等において発動される被災支援対策を活用した災害復旧支援を行ってまいります。</p> <p>3. コロナ禍の影響によって米の需要が減少する中、水田農業を基幹とする本県においては、主食用米を基本としつつも、麦・大豆、非主食用米、野菜等の高収益作物の中から、作物の選択や作付割合などを市町農業再生協議会が中心となって集落等へ提案し、実践していただくなど、農業所得の向上に向けた生産体制づくりを支援まいります。また、今年度、花や茶について需要喚起に向けて花の展示やお茶の試供品配布を行いました。必要に応じて需要喚起の取組を進めていきます。</p>						農政課農業団体指導検査室 農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	新規	県国	<ul style="list-style-type: none"> <li>牛肉など価格や収入減少に対する経営支援</li> <li>需要減少を踏まえた長期的な支援拡充</li> </ul>	滋賀県においては近江牛の産地として、多くの畜産農家が和牛を中心に経営をされており、新型コロナウイルスの感染が拡大する以前も、子牛の価格の高騰など、経営は厳しいものがありました。そこに今回のような新型コロナウイルスの感染拡大で、市場価格の低下でさらに経営は厳しくなっています。こうしたことから、畜産農家に対しての経営支援の強化拡充が必要不可欠であるとともに酪農農家に対しても牛乳の消費減退などに対する経営支援を強く要請する。	近江八幡
県 コメント欄						担当課
<p>市場価格の変動を受けやすい肉牛経営については、収益悪化時に補てん金が交付される肉用牛肥育経営安定交付金制度により、経営安定の支援がなされているところです。</p> <p>通販や内食需要による消費もあり、枝肉価格は昨年10月以降、前年並みまで回復しておりますが、コロナ禍の先行きは不透明であることから、その補てん金に対する上乘せ支援を実施することにより、再生産を支援してまいります。</p> <p>なお、コロナ禍においても、牛乳の消費量については、家庭内需要の増加により、本県の酪農家に直接的な影響はなかったものと認識していますが、乳用初妊牛の導入や、後継牛の確保など、酪農生産基盤の強化を引き続き支援してまいります。</p>						畜産課
コロナ	新型コロナウイルスによる価格下落、取り扱い量の減少ならびに売上減少などに係る支援	新規	県	近江牛等の生産流通の活性化対策	コロナ禍により、特にホテルやレストランの外食産業への影響が大きかったために、高級な牛肉の消費が落ち込んだ。近江牛もその状況を回避することはできず、生産から流通に大きな影響を及ぼしている。まずは、牛肉消費拡大への取り組みが必要であるが、飛騨牛や神戸ビーフが行っている生産から流通が活性化する取り組みを参考にした対策が求められる。	畜産
県 コメント欄						担当課
<p>枝肉取引価格については、令和2年10月頃から前年並みにまで回復していると認識しています。</p> <p>生産から流通が活性化するためには、継続的な消費拡大が必要であり、コロナ禍における消費動向の変化に柔軟に対応した近江牛の魅力発信や、観光部局と連携してECサイトを活用した販売促進に取り組んでまいります。</p>						畜産課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
コロナ	国産回帰	新規	国	コロナ禍の影響による、国産回帰の機運を後押しする需要拡大や輸入品からの置き換え支援。	我が国の農産物の多くは輸入品に頼っている中で、コロナ禍の影響により農産物の相場や外食産業等の消費も低迷しており農業所得に大きく影響している。また、年々低下傾向で推移してきた日本の食料自給率は、現在、世界の先進国の中でも一番低い水準となっています。こうしたことから、国産回帰の機運を後押しする需要拡大や輸入品からの置き換え支援を求める。	東能登川
県 コメント欄						担当課
地産地消を始めとする滋賀県産食材の消費拡大を図る「おいしがうれしが」キャンペーンを継続して進めるとともに、安定的な市場流通の促進に加え、直売所を拠点とした新たなサプライチェーンの実現を進めます。						食のブランド推進課
経営安定	主要農作物の種子供給について	新規	県	種子条例の制定について	<p>コメなど主要な農作物の種子を安定供給するために都道府県の役割を定めた「主要農作物種子法（種子法）」が4月に廃止された。</p> <p>滋賀県は、新たに県独自の条例を制定されることですが、「主要農作物種子の生産と安定供給」「主要農作物の種子生産者等への支援」「品種改良の促進」「在来種、伝統野菜等の種子保存」「財政上の措置」等について県が責任を持って条例化し、対応を願いたい。</p>	永源寺
県 コメント欄						担当課
<p>県では、令和3年4月1日に「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」(愛称:しがの農業みらい条例)を施行する予定です。この新たな条例には、持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的に、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱として、ご指摘の事項を含め県の行う施策の基本となる事項を定めており、主要農作物の種子の安定生産等についても盛り込んでいるところです。</p> <p>この条例を礎として、すべての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境づくりに向け、農業者、農業団体や県民の皆さんとともに、滋賀の農業の「みらい」のための取組を進めてまいります。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	主要農作物の種子供給について	新規	県	種子計画の策定・生産体制確立や、原種・原種生産、指定ほ場や品質審査の規定に関する条例の制定。	1952年5月に制定された「主要農作物種子法」によりこれまで米、大豆、麦類の品種を、各都道府県が責任を持って種子を開発・増殖してきました。2018年4月にこの種子法が廃止されたことにより、都道府県の財政状況によっては種子の生産量が減り、需給の不安定化や価格の上昇・品質低下が起こり安定的な種子生産の基盤が崩れていくこととなります。また、海外資本の参入も考えられ、遺伝子組み換えの作物による食の安全への不安なども考えられ、日本の農産物の多様な品種が消える可能性も懸念されます。また、種苗法の改正も同様の事態を招く可能性を含むため、速やかな条例等の制定をお願いします。	日野
県 コメント欄						担当課
<p>県では、令和3年4月1日に「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」(愛称:しがの農業みらい条例)を施行する予定です。この新たな条例には、持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることを目的に、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱として、県の行う施策の基本となる事項を定めており、主要農作物の種子の安定生産等についても盛り込んでいるところです。この条例を礎として、すべての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境づくりに向け、農業者、農業団体や県民の皆さんとともに、滋賀の農業の「みらい」のための取組を進めてまいります。</p>						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	新規	国	園芸施設が損害（気象上の原因による）を受けた場合に支払われる補償内容の施策について(園芸施設共済)	<p>(現状) 施設が損害を受けた場合に、施設の資産価値の8割を上限として補償されている。また、耐用年数経過後であっても、最大で再建築価額の40%（最大60%）の共済金が支払われている。</p> <p>(要請) 資産価値の8割上限と再建築価額の40%（最大60%）の見直しを要請します。資産価額の8割上限では対応年数が経過している場合に補償額が低くなる。また、再建築価額の40%（最大60%）の共済金支払いについても補償額が低いため、施設の再建設代が高騰になり、離農する原因になる。</p>	蒲生
県 コメント欄						担当課
<p>園芸施設共済では令和2年9月より「付保割合追加特約」制度が創設されました。これにより、「付保割合追加特約」と以前からあった「復旧費用特約」の両特約を付加すれば、築年数にかかわらず新築時の資産価値まで補償されるようになりました。施設が損害を受けた場合に、この制度を活用し再建することができるため、安心して経営していただけます。</p>						農政課農業団体指導検査室

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	継続	県国	家族農業・中小企業者農業の持続可能な食と地域づくり。	家族農業・中小企業農業者などの多様な農業者により農地を維持・管理している状況ですが、農業経営が現在は圧迫されている状況です。今後農業経営が継続的に展開出来るように、農業ハウス建設・農業機械等の購入に対する積極的な助成金（10%～25%）を要望します。	湖東
県 コメント欄						担当課
<p>県では、経営発展の取組を行おうとする農業者に対し、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を活用し、農業用機械等の導入を支援しています。機械の導入にあたっては、経営上、過剰投資を防止する観点から、組織的な利用をはじめ、一定の広がりの中なかで、機械の能力に対応した作業面積が確保されていることが必要と考えており、中小規模農家にとっては、集落営農の組織化や意欲ある農家への農地集積を図るなど、集落の話し合いを進めていただようお願いします。</p> <p>園芸振興にあっては生産者のグループ化・産地化が重要であることから、県単事業においては農業者団体に対して助成を行っており、生産者のグループ化・産地化に取り組んでいただきますようお願いします。</p>						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	継続	県国	施設の更新及び改修に対する助成	<p>大中は早くから畜産・園芸に取り組んでおり、その施設の老朽化が目立ってきています。畜舎の全面改修・ガラス温室の補修・パイプハウスの撤去と更新等、多額の費用が発生し経営の大きな負担となっています。特に経営を継承する後継者への負担が大きく経営の維持存続の為に行政の支援をお願いします。</p>	大中
<b>県 コメント欄</b>						担当課
<p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> <p>既存施設の撤去については恐れ入りますが、助成対象としておりません。温室の再整備にあたっては近年のスマート農業技術の導入等も踏まえ、機能向上を行っていただければ、事業対象になりえますので、個別にご相談いただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;"><b>【畜産課】</b></p> <p>畜舎の補改修については、畜産クラスター事業において、一定の要件のもと実施できますので、御検討をお願いします。県としても、引き続き、地域クラスター協議会に対し、畜産クラスター計画に基づく円滑な事業推進に協力してまいります。なお、畜舎や堆肥舎については、建築コスト削減に向け、国において、令和3年上期に建築基準法による確認が不要となる面積の引き上げなどの法整備が予定されています。</p>						<p>農業経営課</p> <p>畜産課</p>

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定 労働力確保	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	新規	県国	<p>1. 集落の垣根を越え、専業で頑張る認定農業者に対する経営安定対策</p> <p>2. 法人化団体に対する機械導入補助金の増額</p> <p>3. 女性農業者が参画しやすい条件整備の助成</p>	<p>1. 資材は高騰、一方、米は過剰在庫となり、米価は下落の一途をたどり、農家は規模拡大しないと経営が成り立たないが、特定農業団体も法人化に移行され、認定農業者が思うように規模拡大が進まない状況にある。経営が成り立たない状況では、後継者が育たないため、認定農業者に対する育成支援の強化拡大を求める。</p> <p>2. 法人化により大規模農業経営になることから必然的に大型機械導入が必要になってくる。現在、補助金事業が少なく、法人化に対するメリットが少ないことから、機械導入資金の補助増額が不可欠である。</p> <p>3. 農業への女性の参画が求められてはいるが福利厚生での対応に苦戦しているのが現状である。農業施設（作業場や栽培施設）は農用地に設置され上下水道のライフラインが届いておらず、手洗い等衛生管理に配慮できない状況であり、設備設置が不可欠である。</p>	竜王
県 コメント欄						担当課
<p>1 人・農地プランの話合いにより、担い手への農地集積が図られ、規模拡大による経営安定に繋げていきたいと考えており、集落等での話合いを推進してまいります。</p> <p>2 集落営農組織等の法人組織が農業経営の発展等を目的に農業機械や施設を導入される場合、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(国事業)」等により支援をしています。法人化組織の場合は、採択の可否の基準となるポイント加算が可能となっており、法人化することにより任意組織に比較して採択されやすい制度設計となっておりますので、積極的な活用をお願いします。</p> <p>3 「強い農業・担い手づくり総合支援交付金(国事業)」等では、衛生管理施設のみを対象として事業活用することはできませんが、農業用施設等を整備する際に、法令等により当該施設の一部として設置できる場合がありますので、御相談ください。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定後継者対策	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	新規	県国	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者・新規就農者等への支援強化</li> <li>認定農業者・集落営農法人に対する継続した支援事業の実施及び経営指導の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業後継者や新規就農者への無償就農研修の実施。就農支援農家への支援措置。就農への支援金や無利子の機械購入費等の助成措置。</li> <li>認定農業者・集落営農法人においては、今後の経営が、生産物単価の低下による販売高の減少が予測されることから、機械更新のための資金不足、高齢化による後継者ならびに労力不足が懸念される。そのためにも、継続した助成事業の実施と経営指導の強化が必要と考えます。</li> </ul>	湖東
県 コメント欄						担当課
<p>新規就農者の無償の研修については、滋賀県農業会議等が窓口になっている就農準備講座や農業インターシップ制度など各種研修があります。またこのインターシップで研修生を受け入れる農家に対しては1名当たり2万円の支援があります。就農への支援金としては、農業次世代人材投資資金事業があり、前年度の所得に応じて年間最高150万円を限度に交付されます。また機械購入費等については、無利子の青年等就農資金があり、償還期間17年以内、融資限度額3,700万円の制度資金があります。</p> <p>認定農業者や集落営農法人等が、農業経営の発展や改善を目的として農業機械や施設を導入される場合に、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」等により支援を行うこととしています(ただし、単純更新は認められていません)。なお経営指導の強化については、県の普及指導員による指導や「しがの農業経営相談所」から中小企業診断士などの専門家の派遣を受けることができます。</p>						農業経営課
経営安定後継者対策	経営継続に向けた機械、施設の導入・更新について	新規	県国	複数の組織が合同での機械更新及び購入についての助成(機械の共同利用を基本として)	農業後継者の減少の解消対策の一つとして「機械更新」「機械新規購入」を進める必要があります。これらに対する「助成」「補助」制度の更なる拡充をお願いしたい。	安土
県 コメント欄						担当課
<p>県では、経営発展の取組を行おうとする農業者に対し、国の「強い農業・担い手づくり総合支援交付金」を活用し、農業用機械等の導入を支援しています。機械の導入にあたっては、農業経営の改善や発展を図る必要があります。単純更新は助成対象にはなりません。このため、営農の組織化や農家への農地集積を図るなど、集落の話し合いを進めていただくようお願いします。</p> <p>園芸振興にあつては生産者のグループ化・産地化が重要であることから、県単事業においては農業者団体に対して助成を行っており、生産者のグループ化・産地化に取り組んでいただきたい。</p>						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	免税軽油の支援延長について	新規	国	・農業への免税軽油の支援延長	本県の農業経営については、土地利用作物が中心でトラクターやコンバインなどの農業機械には燃料として軽油が不可欠で、最近の燃料高が農業経営に圧迫を与えている現状からも軽油の免税の支援延長を国に対して要請する。	近江八幡
県 コメント欄						担当課
軽油取引税の課税免税措置については、令和3年度税制改正により、適用期限が3年間延長される予定と聞いています。						農業経営課
経営安定	経営所得安定対策等について	1 新規 2 継続	国	1. 交付金の支払方法を反別均等割りから圃場条件割りへの変更および交付金の廃止に伴う生産過剰の懸念について  2. 農地中間管理機構を活用しての担い手集積に係る各協力金の交付について	1. 圃場には中山間地から平地まで様々な形態があり、作りやすい圃場と大変な苦勞を伴う圃場との差があまりにも大きい。面積もしかりで1ヘクタールが1筆の圃場もあれば、10アールに満たない圃場もあり、労働生産性は著しく異なる。このような状況からも、交付金の支払い条件を反別均等ではなく、3段階程度に分けて、金額にも差をつけることこそが交付金の公平性を保つことになるのではないかと考える。是非とも善処願いたい。また、主食用米に対する生産調整のメリット措置である米の直接支払交付金が廃止されることにより過剰生産のリスクが増大しないような措置をされたい。  2. 農地中間管理機構を活用しての担い手集積に係る機構集積協力金の交付と配分基準において、昨年度より交付金の配分基準が創設され配分基準に沿って予算の範囲内の交付となり現時的には削減となっている。担い手の集積を進める上においては当初の交付要件を満たせば通常通りの交付単価で交付されたい。	竜王
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
					<p>1 ご提案の交付金支払いの条件化については、現状として国へ伝えてまいりますが、中山間地域等、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するための支援制度「中山間地域等直接支払交付金」の活用についても検討をお願いします。</p> <p>2 令和元年度からは、国が交付要件および交付単価を全国一律で定めることから、県は「配分基準」を定め、当配分基準に基づき、交付要件を満たす地域または農地所有者ごとに配分順位を定め、配分順位の高い地域または農地所有者から、国の予算の範囲内で優先して協力金を交付する制度となりました。令和元年度および2年度は単価どおりの金額で交付しております。今後も交付要件を満たす地域または農地所有者に協力金が交付できるよう、必要な予算を国に要望しているところです。</p>	農業経営課
経営安定	肉用牛肥育経営安定対策事業(マルキン)	新規	国	補てん金(交付金)に係る生産費算定の見直しが必要である。	令和2年4月より生産費算定において滋賀県独自算定を行っているが、もと畜費等で実際の生産費と乖離がある。近江牛ブランドを維持するために、良品質なもと牛を滋賀県は購入していることも要因として考えるが、当管内では772千円で、マルキン算定の750千円からも22千円の乖離がある。生産費の詳細を公表した上で、実態に即した生産費を算定されるべきである。	畜産
県 コメント欄						担当課
<p>肉用牛肥育経営安定対策交付金に係る生産費算定については、各県の実態を反映するため、令和2年5月から県別算定に見直されたところです。もと畜費については、各県毎に、導入元家畜市場ごとの取引価格を基に算出し、生産費の詳細も(独)農畜産業振興機構のHPに公表されており、県全体としての実態に即した生産費になっていると認識しております。</p>						畜産課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営安定	畜産対策について	継続	国	1. 飼料用米普及拡大事業の継続・拡充 2. 耕畜連携による事業への助成 3. 粗飼料にも補てん金の助成 4. TPP11・日EU・EPA対策	<p>1. 飼料米を普及させていくには、県内流通拡大が必須となりますが、その分、流通経費が拡大することとなります。このことが普及拡大の課題となっていることから、実施頂いている飼料用米普及拡大事業の継続・拡充については、流通コストの低減に努めると共に、早期に取り組み対応を図ることが生産農家の意欲を高めることにつながるものです。</p> <p>2. 転作手法としての飼料米・飼料稲については、水田活用の直接支払交付金として、助成措置が講じられているが、それにかかる経費が大きいため、その助成について支援を願いたい。また、家畜糞尿処理について、圃場還元し堆肥利用によって農産物を栽培している農家に対する助成についても支援を願いたい。</p> <p>3. 粗飼料栽培については、畑作物であるため水田での栽培は収量が少なく、収穫時には重労働が伴うことから、購入粗飼料にも助成（補てん金）を願いたい。</p> <p>4. TPP11の大筋合意や日EU・EPA交渉の大枠合意により関税交渉等が進められていますが、今後、畜産物は大幅な値下がりが見込まれます。生産者の経営が成り立つよう所得補償制度を創設して頂きたい。</p>	竜王
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名	
<p>飼料用米普及拡大事業は、平成26年度に全農の直接買取スキーム(全国流通事業)が導入されて、生産・流通体制が整備されたことから、平成27年度に終了しました。畜産農家には、飼料用米給与試験等の成果を提供するなど、引き続いて飼料用米の利用拡大を推進してまいります。飼料用米およびWCS稲については、水田活用の直接支払交付金により助成措置が講じられていますが、作付の団地化、多収品種の導入などをご検討いただき、所得の向上につなげていただきますようお願いいたします。また、「環境こだわり」家畜ふん堆肥活用推進事業では、県内畜産農家由来の家畜ふん堆肥を施用する「環境こだわり農産物」の生産の取組を、新たに実施もしくは面積を拡大する場合、必要な経費の一部を助成していますので、積極的にご活用願います。</p> <p>水田を利用した粗飼料栽培については、生産性向上に向けて、国や畜産技術振興センターの収量向上技術や効率的な作業体系などの試験研究成果を、生産者に情報提供や技術支援をしてまいります。</p> <p>畜産農家の所得確保対策として、従来より、肉用子牛生産者補給金制度をはじめ、牛・豚のマルキン事業や鶏卵生産者経営安定対策事業などの経営安定対策がなされてきました。TPP発効に伴い、マルキン事業について法制化がなされるとともに補填率が引き上げられるなどの充実が図られたところです。さらに平成31年1月からは、農業者毎に収入減少を補填するための収入保険制度が始まっていることから、こうしたセーフティネット制度を御活用いただき、所得の確保につなげていただきますようお願いいたします。</p>							畜産課
経営発展	経営発展に向けての機械・施設導入	新規	県国	個人農家、小規模農家への機械購入支援事業の拡充	認定農家とはいえ、経営面積は、4ha～10ha程度の小規模農家の比率は高く日本の農業を支えているが、この経営面積で機械導入及び更新を考える時、特に畑地作物の機械などについては、今の補助金事業ではハードルが高く申請事態厳しいのが現状。経営計画を重視し、使途についての自由度を広げるなど、個人農家が前向きにチャレンジできる補助金制度が必要。	安土	
県 コメント欄						担当課	
<p>農業機械等の導入については、過剰投資にならないよう一定のハードルが設けられています。一方で、経営規模が小さい地域などにおいて、農作業の共同化や農地の利用集積促進等により、生産性の向上や農作業の効率化等を図り、意欲ある経営体を育成するため、必要となる共同利用機械の導入を支援する補助事業(国:強い農業・担い手づくり総合支援交付金・条件不利地域型補助事業)がありますので、御検討をお願いいたします。</p>						農業経営課	

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営発展	経営発展に向けての機械・施設導入	継続	県国	<p>1. 地域ブランド力強化に向けたPR活動の強化（県内外を問わず主要路線やJR主要駅等での近江牛と近江米の看板の設置）</p> <p>2. 施設園芸でのハウスなど施設費用への補助制度創出</p> <p>3. 地域特産物育成研修会の開催</p>	<p>1. 特産ブランドの構築に向けた取り組みを行おうにもそうした取り組みに対する助成制度やPR活動助成等が形作られていない。</p> <p>◎近江米の売り込み ※日本晴・キヌヒカリ・コシヒカリ等良食味である。県奨励品種のみずかがみや秋の詩とは区別して対応する。</p> <p>◎近江牛の安全性PR ※近代的施設を備えた滋賀食肉センターでの処理体制のために安心・安全である。</p> <p>2. 施設園芸に取り組む農家が若干ではあるものの年々増加傾向にあるが、今ひとつその伸びが鈍化している現状にある。その原因に高額な施設費用の負担が必要となること上げられる。特産振興には施設が必要不可欠であり、露地では年間を通じた安定生産ができないため、光熱費、資材費等上昇傾向の中で補助制度の創出を願う。</p> <p>3. 竜王地区、東近江地域、滋賀県には、近江牛・近江米を除いて主要な特産品があまりないのが現状である。滋賀県の風土にあったこれからの収益性の高い特産品を育成するためにも、滋賀県として先進地等に学ぶ研修会の開催を大々的に実施すべきである。</p>	竜王
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名	
<p style="text-align: center;"><b>【食のブランド推進課、畜産課】</b></p> <p>1 (1)近江米のブランド力強化に向けては、平成30年3月に近江米振興協会で策定された「近江米・生産流通ビジョン」に基づき、「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付けするよう推進し、「みずかがみ」に加えて、環境こだわり米「コシヒカリ」を統一パッケージによる近江米の2枚看板としてCM放映するなど、戦略的な販売対策に取り組み、「環境こだわり米」といえば「近江米」といわれるようなブランド構築を図り、「近江米」の販路拡大に取り組んでまいります。</p> <p>(2)近江牛については、R2年度は、首都圏のJR駅(東京駅・品川駅)、主要観光地であるJR京都駅、地元のJR大津駅、コロナ禍で需要を増す自家用車での利用を見越した高速道路SA(大津・多賀)にデジタルサイネージ等を掲出するとともに、関係団体が実施する近江牛のPRIに対しても支援を行いました。</p> <p>近江牛について、地理的表示保護制度に登録され、高品質で地域と結びついた産品であることや、近江牛の流通拠点である滋賀食肉センターではHACCP方式による衛生管理が行われていることなど、近江牛の特性を消費者に訴求する取組を、引き続き他部局や関連団体と連携しながら行ってまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> <p>2 施設園芸について、生産コストの上昇があることから、特に重油などの燃油については価格高騰対策がありますので、ご活用をお願いします。</p> <p>3 毎年、農業技術振興センターが中心となって、園芸振興大会を開催し、新たな技術や先進地の情報などを提供させていただいております。今後も内容を充実しながら進めていきますので、ご参加をお願いします。</p>							<p style="text-align: right;">食のブランド推進課</p> <p style="text-align: right;">農業経営課</p> <p style="text-align: right;">畜産課</p>
経営発展	野菜等高収益作物生産消費拡大	新規	県国	地産地消の推進補助金の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の特産物をはじめ、地産地消にかかわる事業を進めているが、野菜売り上げの減少で、人件費に大きな負担がかかり資金的にも厳しい状況が続いている。</li> <li>・ 現行の産地パワーアップ事業等、要件のハードルが高いため事業に取組ができない状況があり、補助金体制の見直しと拡充を要望する。</li> </ul>	五個荘	
県 コメント欄						担当課	
小規模産地にあっては、県事業の「しがの園芸産地スケールアップ促進事業」の活用をご検討ください。						農業経営課	



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営発展	野菜等高収益作物生産消費拡大	新規	県国	野菜の生産拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度、健康長寿県となった滋賀県ですが、野菜の摂取量は全国で41位であります。もっと健康の為野菜の摂取が必要です。</li> <li>滋賀県では消費する量の野菜が生産できていないのが現状で、もっと野菜の生産拡大をする必要があります。</li> <li>県では、園芸作物の産地化育成支援がありますが、その事業の拡大と露地野菜での生産拡大に対する支援をお願いします。</li> </ul>	大中
県 コメント欄						担当課
引き続き「しがの園芸産地スケールアップ促進事業」などを活用し、園芸作物の産地化に向けた取組を進めていきます。						農業経営課
経営発展	野菜等高収益作物生産消費拡大	新規	県	農産物一次加工の共同利用施設の設置	水田利用型の業務用高収益野菜生産拡大をするにあたり、加工業者からは一次加工を施したものを求められており、現状では生産拡大は行えず、一次加工施設が必要となる。しかしながら、JA単体で一次加工施設を設置することは様々なリスクを伴い困難なため、県単位での共同施設設置を願う。	東能登川
県 コメント欄						担当課
加工業務用野菜の一次加工施設については、様々なリスクがあることから、「滋賀県園芸農産振興協議会」などにおいて、引き続き検討していきます。						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営発展	戦略的主要農産物の生産振興について	新規	国	1. 国が推進する戦略的作物の麦・大豆・飼料作物等の生産振興に尽力した農業者に対する表彰・報奨制度の創出	1. 麦・大豆・飼料作物の3品ともに非常に自給率が低い一方、耕地利用率は100%を下回る状況にある。特に麦後の大豆などの作付けについては、栽培管理に手間がかかることから高齢者は作付けを敬遠される傾向にある。また、水田フル活用と米政策の見直しにより、WCS用稲や加工用米に加え、収量により交付単価が大幅に変動する飼料用米や米粉用米の作付けという選択肢が広がった。こうした現状の中で、認定農業者を中心に地域を挙げて、二年三作を実践し、経営の安定と自給率の向上に努める姿勢が生まれ始めている。この機会に、国が推進する戦略的主要農産物の生産振興を拡大するためにも、農業者の生産意欲を高めることにもつながる表彰・報奨制度の創出は実り多い施策と考える。	竜王
県 コメント欄						担当課
<p>麦については、全国農業協同組合中央会等主催の「全国麦作共励会」、豆類については、全国農業協同組合中央会等主催の「全国豆類経営改善共励会」、飼料用米については、(一社)日本飼料用米振興協会等主催の「飼料用米多収日本一コンテスト」など、全国レベルの表彰事業が実施されていますので、積極的にご応募いただくよう、生産者に呼びかけをお願いします。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営発展	戦略的主要農産物の生産振興について	新規	県国	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水稲調整田の有効活用と水稲プラス農作物の栽培定着に向けた推進体制並びに栽培指導を含めた生産対策の強化推奨作物の指導と実証栽培農家への助成措置</li> <li>2. 生産から販売までの流通過程での支援措置</li> <li>3. 法人化後に向けたメリット創出と指導の強化</li> <li>4. 米粉、飼料米の推進</li> <li>5. 再生協議会の運営助成の増額</li> <li>6. 指導員等の研修機会の増加</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水稲以外の農作物の作付が減少し、不耕作地が増加しているのを防ぐ手立てが必要である。</li> <li>2. 麦や大豆などの補助金ねらいの作物ではなく、高収益に繋がる推奨作物の作付を拡大するための助成措置が必要である。</li> <li>3. 推奨作物についての生産から販売に至る流通過程の助成措置は、作付を伸ばすためにも必要である。</li> <li>4. 特団発足から10年を経過し、農業法人化に移行となったが、農業法人での経営や生産構造に対しての指導等の強化が必要である。</li> <li>5. 米粉や飼料米に取り組む場合、売り込み先や保管場所に多くの課題があり、水田活用米穀という枠組みを国・県・市町・JAが連携して進めるべきである。</li> <li>6. 農業政策が複雑になりつつある中、事務費の増加が進むことで、事務費等運営費の助成が必要である。</li> <li>7. 県・市町・JA・再生協などの関係機関の指導員の研修機会を増やさないことには、次々と変更される施策や制度の知識修得が遅れることとなると共に、今後は専門指導員の配属も必要不可欠である。</li> </ol>	竜王
<b>県 コメント欄</b>						<b>担当課</b>
<p style="text-align: center;"><b>【食のブランド推進課(3)、農業経営課(3以外)】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水田農業を基幹とする本県では、主食用米をはじめ、麦・大豆、非主食用米、野菜等の高収益作物を組み合わせ、農地のフル活用とともに生産力を高めることで農業所得の向上を図ることとしており、その取組を進めることで不耕作農地の増加を防止してまいります。</li> <li>このため、令和3年度以降、作物の選択や作付割合などを市町農業再生協議会が集落等へ提案し、実践していただく取組を進めていく予定です。</li> <li>2 米の需要が減少する中、県では、令和3年度において、主食用米からの転換を図り、水田を活用した野菜等の園芸作物の作物作付拡大を取組を支援することとして「水田における地域振興作物拡大事業」を実施してまいります。</li> <li>3 新たに「滋賀の幸」サプライチェーン構築支援事業を予算化し、「生活」と「生産」が距離的に近い特徴を持つ滋賀らしさを活かし、直売所等の機能強化や通信販売等の多様なサプライチェーンの実現を図ります。</li> <li>4 集落営農法人において、次世代の人材の確保・育成や収益性の向上などの課題を持つ法人が増えていることから、現在、改定作業中の「地域農業戦略指針」を活用して、各農業農村振興事務所がJA等の関係機関と連携して、指導・支援してまいります。</li> <li>5 水田活用米穀については、JAグループにおいて「加工用米＋備蓄米＋輸出用米」と「飼料用米＋米粉用米」を単位に取り扱われているところです。国においては、これらの品代(主食用米含む)や水田活用の直接支払交付金を合わせて共同計算し、生産者手取りの平準化ができる「代理受領」の手続きを改正されたところです。</li> <li>6 農業再生協議会の事務費について、今後も継続的に確保されるよう、国に対して求めていきます。</li> <li>7 県農業再生協議会と市町農業再生協議会の間で行っている説明会や意見交換会等を通じて、新たな施策等の共有を図ってまいります。</li> </ol>						<p style="text-align: center;">食のブランド推進課</p> <p style="text-align: center;">農業経営課</p>

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
経営発展	農地の面的集積と集約化	新規	県	農地集積と集約化の促進 面的集積及び集約化に対する支援策強化	担い手への農地集積により、規模拡大をしたとしても、農地が多く場所に分散しているため、圃場の移動に時間が掛かり、そのことが機械の効率利用の妨げになっている。人・農地プランの定期的な話し合いを通じ、農地集積と集約化を進めることが急がれている。	能登川
県 コメント欄						担当課
農地の集積とともに集約化が非常に重要と認識しています。現在は、コロナ禍の影響により、人・農地プランの実質化の話し合いが難しい状況にありますが、今後は、話し合いの工夫も行いながら、人・農地プランの実質化の話し合いを通じて、担い手(中心経営体)への農地の集積・集約が進むよう、市町と連携しながら支援してまいります。						農業経営課
経営発展	畜産クラスター事業	継続	国	機械リースにおける審査、手続きの迅速化	畜産クラスター事業において、機械リースは導入機械等の制限や申請件数等が多いことから審査にかなりの時間を要することがあり、導入時期を逃がすものもあることから速やかな手続き等の実施をお願いしたい。	畜産
県 コメント欄						担当課
機械導入事業は、毎年全国的に数多くの要望があり、中央畜産会における審査・事務手続きに時間を要するとのことから、要望調査の様式を簡易なものに改めるなど、審査の迅速化を図るよう検討されているところです。今後も、引き続き対応を求めてまいります。						畜産課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
環境こだわり	環境保全型農業の拡大と交付金の確保	新規	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全型農業の取組拡大にかかる施策の実施</li> <li>環境保全型農業直接支払交付金の十分な確保</li> </ul>	<p>本県では、環境保全ならびに安全・安心な農産物の生産について、全国的にも先進的に「環境こだわり農業」に取り組んできたが、全国での取組みが増え、「環境保全型農業直接支払交付金」の予算配分額が減少傾向にある。琵琶湖の環境保全の推進ならびにより安心・安全な農作物を消費者に供給する為にも、将来にわたり環境保全型農業の取組が必要不可欠であり、環境こだわり農産物のブランド力向上にかかる施策および生産者が安心して意欲をもって栽培できるよう「環境保全型農業直接支払交付金」の十分な確保を要請する。</p>	近江八幡
<b>県 コメント欄</b>						担当課
<p>環境こだわり農業の推進にあたっては、平成31年3月に策定した環境こだわり農業推進基本計画に基づき、引き続き、環境保全型農業直接支払交付金を活用した生産拡大に加え、生産者団体の皆様と連携しながら、環境こだわり米「コシヒカリ」の仕分けを進めるなど、戦略的な販売対策に取り組むとともに、オーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、本県の強みである環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大を図ってまいります。</p> <p>環境保全型農業直接支払交付金については、同基本計画に定めた環境こだわり米の作付面積の割合を令和4年に50%とする目標の達成に向け、必要な予算額を計上していきたいと考えています。</p> <p>なお、国費が不足した場合の県費による補填は、平成28、29年度に特例的に行いましたが、平成30年度から令和2年度は国費の不足は生じなかったところです。</p> <p>令和3年度についても、国に対して、本県の必要額が満額交付されるよう、あらゆる機会を通じてしっかりと要望する一方で、仮に国の交付額が不足した場合であっても、県費で負担すべき額(1/4)は減額せず、市町の負担分についても減額しないよう要請することにより、できる限り減額幅が最小限となるよう取り組んでまいります。</p>						食のブランド推進課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
環境こだわり	県による環境こだわり農産物の生産・消費対策	継続	県	環境こだわり栽培による農家所得向上への支援	全国に先駆け環境こだわり栽培への取り組みを行ってきたが、国の支援策に加え、滋賀県独自の支援策を要請する。例えば、水稻においては、栽培管理に要する過剰な労力が必要な上、単価は慣行栽培と変わらず、付加価値はほとんどない。かつ収量は上がらない状況では、栽培しても農家所得は上がりず取り組みは減少する。みずかがみは、環境こだわり栽培でしか取り組めない。農家の所得は決して上がっていないことから、環境こだわり栽培に対する、県独自の再生産可能（慣行栽培コシヒカリ栽培並みの売上額）な所得となる補助金の交付を要望します。	湖東
県 コメント欄						担当課
<p>環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの環境保全型農業直接支払交付金を活用した生産拡大の取組に加え、環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を強化するとともに、オーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。</p> <p>米の消費量が毎年減少する中で、有利販売・流通拡大を図るためには、平成30年3月に近江米振興協会で策定された「近江米・生産流通ビジョン」に基づき、戦略的に作付・販売することが不可欠と考えている。その中で、「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付けするよう推進し、「みずかがみ」に加えて、環境こだわり米「コシヒカリ」を統一パッケージによる近江米の2枚看板としてCM放映するなど、戦略的な販売対策を実施いたします。</p>						食のブランド推進課
環境こだわり	県による環境こだわり農産物の生産・消費対策	新規	県	他県産米との差別化と積極的なPR活動の強化	近年の高温気象により雑草の発生も年々問題となっている。琵琶湖の自然環境の保全に配慮した「環境こだわり米」は、他県産地米に比べ、農薬と化学肥料の成分は慣行栽培の半分以下に抑えられており、生産者は大変な労力を持って栽培されている。他県のブランド米との差別化を図る上で、大きな技術であり、ブランド米発信の強化につなげることが望ましい。	能登川
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
<p>米の消費量が毎年減少する中で、有利販売・流通拡大を図るためには、平成30年3月に近江米振興協会で策定された「近江米・生産流通ビジョン」に基づき、戦略的に作付・販売することが不可欠と考えています。その中で、「みずかがみ」と「コシヒカリ」は環境こだわり米として作付けするよう推進し、「みずかがみ」に加えて、環境こだわり米「コシヒカリ」を統一パッケージによる近江米の2枚看板としてCM放映するなど、戦略的な販売対策に取り組み、「環境こだわり米」といえば「近江米」といわれるようなブランド構築を図り、「近江米」の販路拡大に取り組んでまいります。</p>						食のブランド推進課
環境こだわり	県による環境こだわり農産物の生産・消費対策	新規	県	<p>1. 滋賀県環境こだわり農業の継続と発展</p> <p>2. 環境こだわり農産物の生産拡大と助成措置の継続</p> <p>3. 学校給食での食育計画を推進し、地元産の安全な農産物の使用比率を高めるための助成措置</p>	<p>1. 全国に先駆け滋賀県が平成13年度から続けて来た施策のおかげで、竜王町では水稻の65%超が環境こだわり米となったが、平成24年度からの国の制度では認証要件のハードルが高いことと、こだわり発祥の滋賀県の風土や地域性には不向きな要件もあり、今後、要件が厳しくなるにつれ、高齢化する農業者ではその対応が困難となり、環境こだわり米の作付けが激減する恐れが多分にあるとともに、作付面積が減少することで環境に対する悪影響が懸念される。県が推奨するこだわり米専用品種「みずかがみ」の作付けを増やすためには、高齢者でも環境こだわり米生産を継続できる支援対策が必要不可欠である。</p> <p>2. 環境保全型農業直接支払交付金では、支援を受けようとしてもそのハードルや地域特性から取り組めない項目が多く、知事特認による支援項目の要請も国に認められなかったものもあり、県独自の交付金措置が取られたが、この支援も継続は不確定と聞く。是非とも令和3年以降も県独自の項目の支援継続と共に、多くの生産者が取り組める支援項目の拡大を強く望む。</p> <p>3. 竜王の学校給食には安全安心の地元農産物を使用しているものの費用面等から十分な量を確保しているとは言い難いため、さらなる地元農産物の供給に当たっての助成措置が必要である。</p>	竜王
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
<p><b>【食のブランド推進課】</b></p> <p>1. 環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの環境保全型農業直接支払交付金を活用した生産拡大の取組に加え、環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を強化するとともに、オーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。</p> <p>2. 平成30年度から複数取組の廃止、国際水準GAPの要件化に伴い、全国的に大幅に取組が減少する中で、本県ではきめ細かな対応により取組面積は微減にとどまりました。</p> <p>また、令和元年度の国の制度見直しにおいて、本県で取組の多い緩効性肥料の取組について、CO2削減効果が低いと評価されましたが、本県からの強い要望を踏まえ、水質保全効果が高い取組として再申請し、承認されたところです。令和3年度は、支援項目の内容の周知徹底を図り、多くの生産者が取り組めるようできるような努めてまいります。</p> <p><b>【教育委員会保健体育課】</b></p> <p>3. 県では、滋賀県食育推進計画(第3次)や食育推進基本計画(国)に基づいて地場産物を取り入れた学校給食の実施と食育を実践しており、従来から各市町教育委員会へ地場産物活用について周知しているところです。今後も引き続き、市町教育委員会に対して国や県が実施される事業等の情報提供を行います。</p>						
環境こだわり	県による環境こだわり農産物の生産・消費対策	継続	県	環境直接支払い交付金の支払いとオーガニック農産物拡大への支援強化	滋賀県は、世界に誇る“琵琶湖”1400万人のみずがめを抱えており環境立県として世界へ発信できる取組の強化、支援の充実が急務である。環境こだわり農業、環境保全型農業直接支払交付金では、日本国内のトップを走る滋賀県であるが、世界から見れば大きく遅れている。有機食品、オーガニック農産物となれば、耕作面積に占める有機農業取組面積の比率では、ヨーロッパの国がイタリアの14.5%をトップに、3%以上の取組みで、日本では0.2%である。滋賀県では52,000haのうち有機栽培は約500ha(1%)、オーガニック水田は240haといった状況。ネックは、有機JAS認定で基準が一部見直されたもののメーカーや認定機関によって判断が異なるなど生産者には納得できない点が多い。世界の有機栽培を見習い、滋賀県有機栽培10%に向けた支援、有機JAS見直しを願いたい。	安土
県 コメント欄						担当課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
					環境こだわり農業の一層の拡大に向け、これまでの環境保全型農業直接支払交付金を活用した生産拡大の取組に加え、環境こだわり農産物の有利販売・流通拡大に向けた取組を強化するとともに、オーガニック農業を象徴的な取組として推進することで、環境こだわり農産物全体のブランド力向上・消費拡大を図ります。 オーガニック米生産の拡大については、令和4年度の目標[オーガニック農業(水稻)取組面積(有機JAS相当)300ha]達成に向け、有機栽培に必要な乗用型水田除草機等の導入や有機JAS認証取得の支援を行うとともに、首都圏での販路開拓や、統一デザインの米袋を用いた「オーガニック近江米」として量販店で販売するなど、県や関係団体が一丸となって生産・流通の課題を克服し、オーガニック農業の生産拡大・販路開拓を進めてまいります。	食のブランド推進課
後継者	就農年齢の高齢化に対応するための支援	新規	県国	農業の60歳以降の後継者育成及びリーダー育成に支援いただきたい。	一般企業の定年の延長や働き方改革によって労働力の確保を図る動きが出ている中で農業者の後継者が益々高齢化となる事が明白であり益々の「後継者育成」「リーダー育成」のための支援をお願いしたい。	安土
県 コメント欄						担当課
御指摘のとおり、定年延長などにより、個別経営や集落営農法人等の「後継者」や「リーダー」の確保に課題が出てきています。一方で、コロナ禍を経て、田園回帰志向が高まるなど、農業・農村に注目されていることから、リモートワーカーや半農半Xなど多様な農業スタイルも含め、後継者対策を実施してまいりたいと考えています。						農業経営課
後継者	就農年齢の高齢化に対応するための支援	新規	国	農業の担い手（定年者雇用の推進助成）	・60歳での定年延長が進む中、法人組織として作業に携わる人員が減少傾向にあり事業運営の困難が今後見えてきているため、雇用者に対する推進助成金制度を強く要望する。	五個荘
県 コメント欄						担当課
国の「農の雇用事業」では、49歳以下の雇用者が対象となっており、コロナ禍の影響により、50歳以上の失業者の増加も懸念されることから、対象年齢の引き上げなど、国への要望を検討してまいりたい。 県では、コロナ禍の影響による失業者等(50歳以上65歳未満)を雇用する場合に、国の農の雇用事業に準じた「しがの農業緊急雇用促進事業」を令和2年度から実施しており、令和3年度も実施予定です。						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
後継者	地域・担い手確保・育成及び後継者対策について	継続	国	農業後継者における親元就農への支援	農業後継者確保の対策として新規就農者には「青年就農給付金」の充実した支援があります。しかし、後継者が家業の農業に携わる親元就農では要件が合わず、受けられないのが現状です。新規に親元で農業を継承する為に就農する青年へ支援ができる様その要件の見直しをお願いします。	大中
県 コメント欄						担当課
<p>家の農業をそのまま引き継ぐ場合は、親から栽培のノウハウ等を直接受けることができ、また、機械や農舎など施設もそのまま利用できることなどから、一定やむを得ないものと考えており、国の要件見直しは難しいと考えております。ただし、新たな部門経営を開始する場合は支援が受けられる場合があります。</p> <p>一方、国の令和3年度予算で、地域の中心経営体等の後継者が経営継承後の経営発展に関する計画を策定し、計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を定額(100万円上限)助成する「経営継承・発展等支援事業」が実施される予定です。</p>						農業経営課
後継者	地域・担い手確保・育成及び後継者対策について	新規	県	農業後継者や新規就農者への支援強化 認定農業者や集落営農法人への経営指導 新たな栽培への取り組み支援	近年、農業従事者の高齢化により、地域の後継者不足が問題となっており、農業集落の永続的な発展と景観維持を守っていくためにも、儲かる農業を実践し、地域の活性化に繋げることが重要である。そのためには、後継者に対し、技術指導や農業経営を習得してもらい、魅力的な職業として発信していくことが必要である。	能登川
県 コメント欄						担当課
<p>後継者が儲かる農業を実践し、魅力ある職業として発信していくことは大変重要です。このため、令和2年度から、経営継承前の後継者や若手経営者が、経営理念の確認から自社の商品や財務状況の分析、その結果を踏まえたマーケティング戦略、その実現に向けた経営計画の作成に至るまでを体系的に学び、戦略的な販路開拓で稼ぐ農業を実践する経営者を育成する連続講座(しがの農業経営塾: マーケティング・スキルアップ講座)を開講しています。令和3年度も実施する予定ですので、ぜひ受講願います。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
労働力確保	外国人雇用について	継続	県国	山間部では特に少子高齢化による山間小規模農家の雇用対策について	農業を営みやすい平地では規模拡大等農業振興は進んで農業者も増えつつあるものの山間地では少子高齢化により人で不足が深刻化しており農業を営む(耕作)のも困難な状況で遊休地も増大する一方であります。農地を守ることは、自然を守り、又水を守る、地域の景観を保ち、防火用水を確保している等農地がなくてはならない働きが沢山あります。少子高齢の中山間地でも農業が継続できる支援施策とし、今、担い手として注目されている外国人の雇用(行政の組織として派遣と育成)、をできる施策を要望いたします。	永源寺
県 コメント欄						担当課
外国人材の活用については、技能実習制度や特定技能制度があります。制度内容が複雑であったり、受入れに当たって条件等もありますので、相談先として滋賀県外国人材受入サポートセンターが開設されていますので、御利用願います。						農業経営課
労働力確保	農業労働力の確保	新規	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人研修生の確保</li> <li>2. 農福連携による労働力の確保</li> <li>3. スマート農業による労働力の軽減</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 外国人労働者の研修制度を確立して労働力を確保する。</li> <li>2. 障がい者施設と連携して、労働力を確保した時の助成金制度の確立。</li> <li>3. スマート農業の導入にあたり支援制度の構築を望む。</li> </ul>	竜王
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
					<p>【農業経営課】</p> <p>1. 外国人の研修制度については、技能実習制度があり、また、令和元年度から特定技能制度も制定され、外国人材の労働力確保対策が実行されています。</p> <p>【農政課】</p> <p>2. 令和3年度、県では地域の農業者と福祉事業者等が協働し「新たな農福連携」を実施する場合には定額(5万円)の助成を行うとともに、障害者等を雇用等している農業者や福祉事業所が新しい品目への着手や既存栽培品目の生産拡大を行い「発展した農福連携」を実施する場合には定率(1/2助成:250千円以内)の助成を予算の範囲内で行うことを予定しています。</p> <p>【農業経営課】</p> <p>3. 国の「強い農業・担い手づくり総合支援事業」においては、労働力不足等の課題に対応する農業経営のイノベーションに向け、スマート農業など新たな技術を活用した農業用機械や施設を導入できる優先枠が設けられているので、活用をお願いします。</p>	農政課 農業経営課
需給調整	実効性のある生産調整対策	継続	国	米の直接支払交付金の復活	米の需給については、近年の生産調整の深堀や農家の協力により、全国レベルでの達成が行われてきた。しかしながら、平成30年産より米の直接支払交付金について廃止となりました。水田の直接支払交付金は継続されているものの。水稲作付面積を増やして収入を確保することが懸念される。需給バランスが一度崩れると元に戻すことが困難であるため、需給バランスの一役を担っていた米の直接支払交付金の復活を切に要望します。	湖東
県 コメント欄						担当課
米の直接支払交付金については、高い関税により守られている米に交付することについて、他産業の従事者や他の作物を生産する農業者に納得していただくことが困難なこと等から廃止されたものです。その財源については、水田活用の直接支払交付金の充実や農業農村整備予算、収入保険制度に充てられています。						農業経営課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
需給調整	実効性のある生産調整対策	継続	国	国から提供される今後の米の需要見通しを踏まえ、従前通りの県から各市町への生産面積配分の堅持と現状以上の生産調整助成金を要望します。	生産調整面積配分については、現状は県から各市町へ生産調整を行っている状況であります。農業者・農業団体等にて生産調整を行っていますが、生産調整助成金等により維持が出来ている現状であります。米の需要が毎年約10万トン減少しており、年々減少することが想定されます。今後需給変動をふまえ、主食をはじめ加工・飼料・米粉等の用途別に必要かつ万全な対策を講じる必要があります。農業者の生産調整は、主食用米等を維持する事に必要不可欠であるので、生産調整に関する助成金を、現状以上の助成額の要望をします。	湖東
県 コメント欄						担当課
<p>主食用米の需要が減少する中、従来の「水田活用の直接支払交付金」の他、国の令和2年度第3次補正予算において措置された「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」や「水田麦・大豆産地生産性向上事業」を活用し、需要の変化に応じた米づくりがより一層図られるよう、産地の取組を支援してまいります。</p> <p>また、県では令和3年度において、主食用米からの転換を図り、水田を活用した野菜等の園芸作物の作物作付拡大を取組を支援することとして「水田における地域振興作物拡大事業」を実施してまいります。</p>						農業経営課
需給調整	地産地消の推進	継続	県国	1. 米粉の普及推進(学校給食に米粉パンの導入)	1. 自給率向上、地産地消の推進からも、地元産の米粉パンを学校給食に導入することで、米の消費拡大にもつながると考えられる。日本人には、米を主食とする日本型食生活が健康増進にもつながり、長寿の秘訣とも言われていることから、小・中学生の内からそうした食生活を習慣づけることが望ましい。ただし、米飯給食の頻度を落としてまでの必要はなく、小麦粉利用のパン食を米粉利用に置き換えるという考え方でお願いしたい。	竜王
県 コメント欄						担当課



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
<p>米飯給食については、週3回以上を目標として推進しており、県内の市町では週3～4.5回実施されています。県産米を利用した米粉パンの導入については、すでに公益財団法人滋賀県学校給食会の取扱物資にあり、各市町教育委員会の方針により献立に取り入れることが可能です。</p>						教育委員会保健体育課
需給調整	酒造好適米を生産調整の外枠にすることについて	継続	県	県全体の枠組みの中で整理し、主食用以外の米の需要をいかに拡大させていく米政策	<p>国の生産数量目標は廃止されましたが、当県においては県農業再生協議会から各市町協議会へ生産目標が示され、さらには生産者へと生産者自らが目標に取り組んでいます。当町においては水稲以外の生産調整は難しく、大半が飼料用米や加工用米の選択を余儀なくされております。現在、加工用米の用途としては清酒用や焼酎用にも使用されており、酒造好適米は酒類に使用するが主食用米と同じ枠内の扱いです。日本酒等の原材料の地産地消や海外への輸出を進めていく上で、枠組みによる生産の足かせとならない様に措置を講じてもらいたいです。また、加工用米と同じく水田活用の直接支払い交付金に追加していただきたいです。</p>	日野
<b>県 コメント欄</b>						担当課
<p>新たな米政策のもと、本県における生産目標は、国の「米穀の需給及び価格の安定に関する指針」等を勘案し算出しているところであり、この指針における生産見通しは、酒造好適米を含む米穀を対象に算定されています。</p> <p>仮に、酒造好適米を生産目標の外数として扱う場合、県別の需要実績から酒造好適米の数量分を除外するため、結果として市町別の生産目標が減少することとなります。</p> <p>県としては、関係団体と連携し、需要に応じた米づくりを進める観点から、県内の蔵元が求める良質な酒造好適米の安定生産に向け、新たな品種開発や技術実証ほの設置を行うとともに、生産者の技術向上に向けた研鑽を支援してまいります。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
中山間地	中山間地域農業政策について	新規	県国	中山間地域への指定基準の見直しについて	「中山間地域」については、法律上の明確な定義がなく、それぞれの事業や制度で様々に取り扱われています。一般的には国の支援の対象となる地域振興8法の指定地域。また、食料・農業・農村基本法第35条1項では、「山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域」と定義されています。当日野町管内では、地理的条件も悪く、山間地特有の獣害被害も大変多い地域となっておりますが、山間地域等直接支払制度等の地域に指定されておられません。今後地域の農地を守り、食料自給率の向上と、農業、農村の有する多面的機能の維持・発揮のため中山間地域への指定いただくよう要望いたします。	日野
県 コメント欄						担当課
中山間地域等直接支払交付金制度の対象地域は、これまで地域振興8法、県が定める自然的・社会的・経済的条件の不利地域(特認地域)でしたが、令和2年度から棚田地域振興法に基づく指定棚田地域が加えられました。日野町は、令和3年2月に指定棚田地域の指定を受け、令和3年度から中山間地域等直接支払交付金制度に取り組みられると承知しております。						農村振興課
中山間地	中山間地域農業政策について	新規	国	山間小規模農家及び遊休農地対策への国・県支援策について	国の施策により法人・担い手が農地の集約、コスト削減が進められているが、一方、山間地では集約も農地拡大をすることもできず、支援策を受けることもできず耕作すら難しい状況である。農地を守ることは、自然を守り、又水を守る、地域の景観を保ち、防火用水を確保している等農地がなくてはならない働きが沢山あります。少子高齢の中、遊休農地を解消すべき山間地でも農業が継続できる支援施策を要望いたします。	永源寺
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
<p style="text-align: center;"><b>【農村振興課】</b></p> <p>中山間地域は水源涵養や景観形成など多面にわたる機能を有しています。このため、耕作放棄地の発生を防止し、農業生産活動の継続を図ることを目的とした「中山間地域等直接支払交付金制度」が設けられております。</p> <p>この制度により、地域資源を守る共同活動やスマート農業の導入、遊休農地の解消に向けた取組を支援することができますので制度の活用についてご検討ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【耕地課】</b></p> <p>また、国庫補助事業の農地耕作条件改善事業により、耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備が可能ですので、実施要件等の確認も含め、県や市町と相談ください。</p>						
獣害対策	獣害防止対策について	継続	県	獣害捕獲対策の継続および獣害防止対策への資金助成の継続。	鹿の駆除や防止柵の設置等獣害対策を各地域で講じていただいておりますものの、まだまだ猿・猪・鹿の獣害は広範囲で発生しており、農作物の収量も大きく減少している所もあり、耕作放棄地も生じております。愛知川1級河川においては草木が茂り獣の住処になっており田畑の被害が深刻で、令和2年度も里山での獣害（猿・猪・鹿）駆除(年間のサルの駆除数の拡大)をお願いすると共に、防止柵の設置費用やこれに掛る作業費等の獣害防止対策への助成も継続していただけるよう県・市・町に要請いたします。	永源寺
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名		
<p style="text-align: center;"><b>【自然環境保全課】</b></p> <p>有害鳥獣の駆除が進むよう、引き続き国・県の補助金により市町の取組を支援するとともに、狩猟者の確保・育成に努めます。サルは追い上げや電気柵の設置等の適切な防除対策により被害の軽減が可能であるため、まずは集落ぐるみの徹底した防除対策をお願いします。対策を行っても被害の軽減が図れない場合には、駆除が実施できます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> <p>農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金等により、各地域で侵入防止柵の設置に取り組むことが可能なので引き続き活用願います。自力施工の場合は定額補助となりますが、業者委託の場合も1/2以内の補助による支援が受けられます。県の自治振興交付金により侵入防止柵の強化を行うことも可能です。</p>							琵琶湖環境部自然環境保全課	農業経営課
獣害対策	獣害防止対策について	継続	県	獣害対策への資金助成及び指導	管内では、猿・鹿・猪の他、アライグマ・ハクビシン等により、米・麦・大豆・野菜・果樹等の被害が拡大しております。獣害の被害が甚大で農作物を栽培する意欲も減退します。栽培不可能な圃場もあり、田畑には木が生えかけているところもあります。優良な農地を守り、農業生産を行うためにも、国・県・市の行政が一体となつて行う獣害防止対策と助成措置の支援を要請します。また、深刻な獣害を確実に減少させるため、獲得活動経費の支援拡充、捕獲体制の拡充に向けた支援措置を切に要望します。	湖東		
県 コメント欄						担当課		



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名	
<p>国の鳥獣被害防止総合対策交付金等により、各地域で侵入防止柵の設置に取り組むことが可能なので引き続き活用願います。  自力施工の場合は定額補助となりますが、業者委託の場合も1/2以内の補助が受けられます。  捕獲活動体制拡充への支援として、捕獲檻の購入や新規実施隊員に対するOJTに要する経費の定額補助が可能です。  鳥獣被害防止特措法の被害防止計画に基づき実施される檻等の購入・設置・維持管理費、餌等の消耗品費の購入など市町の取組については、特別交付税による措置が拡充されています。</p>							琵琶湖環境部自然環境保全課  農業経営課
獣害対策	獣害防止対策について	継続	県	鳥獣害防止対策にかかる駆除および防護への助成	猿や鹿の駆除や防護柵の設置等、獣害対策を各地域で講じていただいているものの、依然として猿・鹿・猪・ハクビシン等の獣害は広範囲で民家の軒先まで出没しており、農作物の被害も大きく収穫が減少し、さらには生産意欲も削がれます。そのため耕作放棄地も増加し、耕作地に近寄る悪循環が生じております。引き続き、里山での有害鳥獣駆除をお願いすると共に防護柵の設置費用、これらにかかる作業費用等の防止対策も継続していただけるよう県・市町に要請します。特に猿のグループの分散化や鹿の生息数が急増しており、生態系のバランスからも積極的な駆除の助成をお願いします。	日野	
<b>県 コメント欄</b>						<b>担当課</b>	
<p style="text-align: center;"><b>【自然環境保全課】</b>  有害鳥獣の捕獲が進むよう、引き続き国・県の補助金により市町の取組を支援するとともに、狩猟者の確保・育成に努めます。  <b>【農業経営課】</b>  農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金等により、各地域で侵入防止柵の設置に取り組むことが可能なので引き続き活用願います。自力施工の場合は定額補助となりますが、業者委託の場合も1/2以内の補助による支援が受けられます。  県の自治振興交付金により侵入防止柵の強化を行うことも可能です。</p>						琵琶湖環境部自然環境保全課  農業経営課	

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
獣害対策	獣害防止対策について	継続	県	1. 諸動物と共存できる社会の構築 2. 防護柵・駆除経費の助成拡大 3. 獣害対策の取り組み対象者の拡大 4. 獣害防護柵設置後の維持管理・補修の助成拡大	<p>1. 今や人類の繁栄や経済的栄華のためには環境破壊も止む無しと言う、その考えが自然災害の拡大、原発事故、戦争の勃発、差別や貧富の差の拡大等に繋がっているといても過言ではない。自然あふれる豊かな里山を破壊し、イノシシ・シカ等の餌を伐採した上で、巨大な商業施設を作る人間のおごりに対するツケが獣害として農業に回ってきており、これこそ国・県が全力を挙げて共存社会が可能な対策を講じていただく必要がある。</p> <p>2. 鳥獣害被害は年々増加傾向の現状にある。当地区では特に猪の被害が目立って多く発生している。昨今では防護柵に加え、電気柵を設置して二重の対策を講じているが、水路や道路の関係で限度があり、効果も100%にはならない。現在、助成事業も実施されてはいるものの、これにも限度があり、今後も被害増大が進むと考えられるため、なお一層の助成拡大を要請するものである。</p> <p>3. 獣害対策に従事する対象者を生産者に限定しては対策効果や進捗に限界がある。獣害対策への労働力や資材経費の負担は大きく、大規模な認定農業者ではその負担が大きすぎて積極的に取り組めない。獣害対策は、農産物だけの被害ではないことから、集落単位、市町単位での取り組みが必要不可欠である。</p> <p>4. 獣害対策新規設置の一部助成はあるものの、獣害で破壊された補修・維持管理が費用や作業時間が大きな負担となっており、助成措置を拡大いただきたい。</p>	竜王
県 コメント欄						担当課





大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名	
<p style="text-align: center;"><b>1.【耕地課】</b></p> <p>土地改良事業で造成された農道や排水路等の更新整備については、国庫補助事業の農業競争力強化基盤整備事業や水利施設等保全高度化事業、農地耕作条件改善事業等に加え、県単独小規模土地改良事業が活用できますので検討ください。なお、各事業において実施要件や補助率が異なりますので、実施にあたっては県や市町と相談ください。</p> <p style="text-align: center;"><b>【農村振興課】</b></p> <p>「農地維持支払」は、農業者だけでも取り組むことはできますが、基本的な考えとしては、土地持ち非農家を含む地域住民が共同で取り組む維持保全管理活動に対して支援する制度となっています。なお、農用地や水路等の地域資源の保全管理について各集落で話し合い、「地域資源保全管理構想」として取りまとめでいただくことになっており、構想策定において、土地持ち非農家の参画や役割分担をしっかりと位置づけ、地域ぐるみの共同活動により、地域資源の保全に努めてください。</p> <p style="text-align: center;"><b>2.【農業経営課】</b></p> <p>担い手への農地集積が進み、土地持ち非農家の増加とともに農業への関わりや関心が低くなる中で、用水路・農道などの維持管理を誰が担うのかについては、全県的な課題です。このため、県が策定した「地域農業戦略指針」を活用し、集落単位での話し合いを推進しており、その中で、今後、用水路の維持管理等をどのように実施していくのかを集落みんなで検討していただきたいと考えています。</p>							農業経営課 耕地課 農村振興課
<b>農業基盤維持</b>	農道・排水路補助事業対策について	継続	県国	農道・農業用水路整備・補修・農業施設への補助又国県が管理する1級河川の定期的な除草の依頼。	土地改良事業で整備された農道・用水路も年を追うごとに老朽化が進み各地で整備するものの現在の補助金では賄いきれない状況下であり、農道についても、生活道になり交通量が多くいたみが激しい。又、こだわり栽培の為、農薬を減らしコメの品質を良くするため農業畦畔等除草作業を行っているものの河川においては年2回ほどの雑草が生茂りコメの栽培に悪影響を及ぼしています。安定した農業を行うために整備・補修・除草事業に予算の確保を願いたい。	永源寺	
<b>県 コメント欄</b>						<b>担当課</b>	
<p style="text-align: center;"><b>【耕地課】</b></p> <p>土地改良事業で造成された農道や排水路等の更新整備については、国庫補助事業の農業競争力強化基盤整備事業や水利施設等保全高度化事業、農地耕作条件改善事業等に加え、県単独小規模土地改良事業で対応しており、引き続き予算の確保に努めてまいります。</p> <p style="text-align: center;"><b>【土木交通部流域政策局河川・港湾室】</b></p> <p style="text-align: center;">一級河川の除草については、「河川愛護活動事業制度」の活用をお願いしています。</p>						耕地課 土木交通部河川・港湾室	



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
農業基盤維持	土地改良事業の充実と補助金の確保	新規	国	農道・農業用排水路整備・補修・農業施設への補助事業の充実。	土地改良事業等で、整備された農道・農業用排水路・農業施設も、既に耐用年数も過ぎ老朽化が目立っており、各地域において、用排水路の清掃、整備は行っているものの、用水路からの水漏れや排水路の崩れなどによる栽培条件は年々悪くなっている。安定した農業生産を行うためには、一部の補修だけでなく、広域的な補修・整備事業が必要であるため、施工金額に対して地元負担の少ない補助金（50%以上）の支援を要請します。	湖東
県 コメント欄						担当課
土地改良事業で造成された農道や排水路等の更新整備については、国庫補助事業の農業競争力強化基盤整備事業や水利施設等保全高度化事業、農地耕作条件改善事業等に加え、県単独小規模土地改良事業が活用できますので検討ください。なお、各事業において実施要件や補助率が異なりますので、実施にあたっては県や市町と相談ください。						耕地課
農業基盤維持	環境整備等の基盤強化について	継続	県国	河川内及び河川堤防において、内外に雑木や雑草が生い茂り、害虫の繁殖、生育場所となっているので、定期的な雑木・雑草の除去依頼。	減農薬栽培、環境こだわり栽培を進めるにおいては、圃場内、畦畔は農家が必死になって除草作業を行っているにもかかわらず、河川内及び河川堤防には、雑木や雑草が生い茂り、栽培環境は悪化しているため、国・県・市が管理する1級河川管理地と道路横管理地の清掃・除草を要望します。また、農村の人口は減少傾向にあり、国土保全の観点からも都市部との不公平感（農村住民は、共同作業や河川愛護など共同作業が多い、若者も都市部へ移る）をなくす施策を講じて欲しい。	湖東
県 コメント欄						担当課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
<p>河川に繁茂した樹木の伐採は、洪水被害の防止にあたり、喫緊の課題となっており、重点的に取り組んでいます。このため、治水上支障となる箇所について、緊急性の高いところから順次対応することとしています。</p> <p>今年度も河川の維持管理予算を増額しており、しっかりと対応してまいります。</p> <p>地域が行う河川の除草や竹木の伐採に対して、市町を介して委託により費用助成する「河川愛護活動事業制度」がありますので、活用をお願いします。</p>						<p>土木交通部河川・港湾室</p>
<p>農業基盤維持</p>	<p>環境整備等の基盤強化について</p>	<p>継続</p>	<p>県</p>	<p>県道法面の除草について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大中ではカメムシの対策として耕種的防除の一環として畦畔の草刈を実施していますが、県道法面の雑草に困っています。県道法面の除草は病害虫対策の為、年2回の刈り取りをお願いします。</li> <li>・ 路肩より1m刈り取りの為その下部については害虫の巣となっており、全面刈りをお願いします。近年その下部に雑木が大きくなってきており景観にも悪く早急に撤去が必要です。</li> <li>・ 3年前より道路愛護活動（美知普請）を始めました。年2回の刈り取りをしておりますが、委託料は業者と比べ様にもなりません。その努力に対して支援の拡充をお願いします、また事業の要件の見直しについても要望いたします。</li> </ul>	<p>大中</p>
<p>県 コメント欄</p>						<p>担当課</p>
<p>農道の維持管理については、地域の共同活動として実施する路肩・法面の草刈りや側溝の泥上げ、路面の維持等を支援する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」の活用をお願いします。</p> <p>なお、県道の維持管理および愛護活動への支援については、県あるいは市の土木交通部局にお問い合わせください。</p>						<p>農村振興課</p>

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
農業基盤強化	農業環境等の近代化	新規	国	1. 若者が営みやすい職場環境の構築と助成金 2. 中間管理事業の強化 3. 危機管理体制の充実した農地（職場）の近代化整備	1. 次世代農業を考える時、現代の若者がどのような農業経営を目指しているのかをつかみ取る必要がある。農業を職業とする場合、農地が職場である若者が農業を営みやすい現場の構築、職場の環境整備を行う必要がある。 2. 中間管理事業の強化を図り、スムーズな農地の集約。 3. 一般道と分離した農業専用道路の設営やパイプライン送水による用水路の近代化が必要である。	竜王
県 コメント欄						担当課
<p style="text-align: center;"><b>【農業経営課】</b></p> 1 農業法人等への就職就農者の定着率を向上させるため、経営主向けの職場環境改善等の研修会を開催しているところです。また、集落営農組織の人材の確保・育成に向けて、現在改定中の「地域農業戦略指針」を活用し、若者の参画に繋げてまいります。 2 本県では農地中間管理機構として公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金を指定し、平成26年度から農地中間管理事業を実施しております。今後もその運営費の確保等を引き続き国に要望してまいります。						農業経営課  耕地課
<p style="text-align: center;"><b>【耕地課】</b></p> 3. 農道や用水路のパイプライン化の新設・更新整備については、国庫補助金の農業競争力強化農地整備事業や農地耕作条件改善事業等が活用できますので検討ください。なお、各事業において実施要件や補助率等が異なりますので、実施にあたっては県や市町と相談ください。						

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
農業基盤強化	県営経営体育成基盤整備事業 (小脇地区)	新規	県国	蛇砂川の原川改修工事の早期実現  同上河川の支流である中野大川の、新川掘削蛇砂川原川掘り下げ改修と暫定通水の実現	今政府は、国土強靱対策を進めている中で、我々地域には蛇砂川の原川改修工事が進行中です。小脇地区土地改良区が現在工事中であり、そのど真ん中に中野大川がある。中野大川は暫定河川として改修将来は蛇砂川に合流して、初めてその本来の機能が発揮できるものです。局地的、記録的大雨が、頻繁に起こる最近の状況から、安全で安心できることが出来ません。一日も早く、蛇砂川原川の掘り下げ改修を推進暫定通水が可能な状態まで進めて頂きたい。	八日市
県 コメント欄						担当課
<p>早期に東近江市の国道421号交差部まで整備着手するため、現在、近江八幡市西生来町から同市安土町内野までの約1.9km区間の河道掘削に取り組んでいるところです。</p> <p>また、今年度、国道421号交差部を含む東近江市野口町地先における、用地買収に向けた調査に着手しています。</p> <p>今後も事業進捗が図れるよう、努力してまいります。</p>						土木交通部河川・港湾室



大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
プラスチック処理	農業用使用済みプラスチックについて	継続	県国	農業用使用済みプラスチック処理費用の助成	2018年のG7サミットでは「海洋プラスチック憲章」が承認され、プラスチック資源の循環のあり方に注目が集まっております。農業分野にとってプラスチックは必要不可欠な生産資材です。しかしながら、中国政府による廃プラスチックの輸入禁止などにより、処理費用の高騰が避けて通れなく、農業者への大きな負担となっております。生分解性マルチなど鋤き込んで中間処理する資材もありますが資材費が高く、環境への意識はあるものの使用される割合が低いのが実態です。当県においては琵琶湖へのマイクロプラスチック問題があります。農業用使用済みプラが不法投棄され、河川への流入等にならず適正に処理できるように処理費用の助成をお願いします。	日野
県 コメント欄						担当課
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物を適正に処理することが義務付けられており、処分に係る経費は排出事業者が負担いただくこととなります。</p> <p>県の農業用廃プラスチック協議会は、平成23年頃に一定の役割を果たしたと整理されており、以降、各地域協議会の主体的な取組に一任しています。</p> <p>しかし、廃プラスチックに関する世界情勢の変化や海洋プラスチック対策が注目されるなか、農業用廃プラスチックの適正処理に向けた行政や関係団体の綿密な連携があらためて必要と考えられます。このことから、排出抑制、適切処理について情報を周知できるよう、また地域の回収がより円滑に進むよう、県域では県域農業者団体等との連絡会議等により情報共有を図るとともに、実務担当者等を対象とした研修会等の開催により適正処理を支援していきたいと考えています。</p>						農業経営課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
プラスチック処理	農業用使用済みプラスチックについて	継続	県国	飼料用稲WCSのラップフィルム及び飼料用米のフレコン処理費用への支援	国が進める飼料用稲WCSや飼料用米の活用が普及してきているところであるが、使用量の増加に伴い発生する使用済みのラップフィルムやフレコン等は廃プラスチックにあたり、その処理費用が経営に負担となっている。中国政府の産業廃棄物の輸入禁止措置に伴い、処理費用は高騰となり畜産農家だけでなく廃プラスチックの発生する農家、企業にも負担増となっている。また、それらは飼料の物流効率化を求める梱包資材として重要に位置づけている。今後も飼料用稲WCSや飼料用米の利用推進していくためにも畜産農家に発生する廃プラスチック処理費用の支援が必要である。	畜産
県 コメント欄						担当課
<p>令和元年度に実施した、廃プラスチックの処理状況等の実態調査によりますと、地域協議会での処理や個別での業者対応などにより、適正に処理されていますが、飼養規模や処理方法によって処分費用に差があることは承知しています。</p> <p>畜産農家においても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出事業者において適正に処理いただくこととなりますが、稲WCSの使用済みラップフィルム等は、年間を通じ恒常的に発生するものでありますことことから、引き続き、国の支援事業や、フレコン袋の長寿命化等、生産現場における排出抑制のための技術的な情報を収集し、お伝えしてまいります。</p>						畜産課

大項目	要請項目	要請状況	要請先	必要な施策	現状と課題(要請理由)	支部名
プラスチック処理	農業用使用済みプラスチックについて	継続	県国	廃プラスチックの価格高騰に伴う農家負担の支援について	一昨年は台風被害で市・JAからの支援により無料廃プラを実施していただきました。昨年からは廃プラスチックの回収価格が高騰いたしました。価格高騰に伴い農家負担の軽減となるよう補助等のご支援をお願いします。また、個人で焼却炉を設置されている農家もおられ、設置された農家や団体等にも補助等のご支援をお願いします。	大中
<b>県 コメント欄</b>						担当課
<p>「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、産業廃棄物の排出事業者は、産業廃棄物を適正に処理することが義務付けられており、処分に係る経費は排出事業者が負担いただくこととなります。</p> <p>県の農業用廃プラスチック協議会は、平成23年頃に一定の役割を果たしたと整理されており、以降、各地域協議会の主体的な取組に一任しています。</p> <p>しかし、廃プラスチックに関する世界情勢の変化や海洋プラスチック対策が注目されるなか、農業用廃プラスチックの適正処理に向けた行政や関係団体の綿密な連携があらためて必要と考えられます。このことから、排出抑制、適切処理について情報を周知できるよう、また地域の回収がより円滑に進むよう、県域では県域農業者団体等との連絡会議等により情報共有を図るとともに、実務担当者等を対象とした研修会等の開催により適正処理を支援していきたいと考えています。</p>						農業経営課